

中東知的財産ニュースレター 2015年12月号 (Vol.3)

・2015年10月のニュース

世界	<p>世界知的所有権機関 (WIPO) は 2015 年度版グローバル・イノベーション・インデックス を発表</p> <p>WIPO より 2015 年度版グローバル・イノベーション・インデックスが発表されました。この報告書は、各国のイノベーション政策の経済成長と開発への影響に基づいて、イノベーション指標を示したものです。詳しい情報は、下記のリンク先をご参照ください： http://www.wipo.int/econ_stat/en/economics/gii/</p> <p>同報告書は、中東・北アフリカ (MENA) 地域において、サウジアラビア王国を三位と評価し、また、一連の開発のリーダーとしてアラブ首長国連邦を評価しています。</p> <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> アラブ地域におけるイノベーション指標に関して、ドバイ首長が設立したマクトゥーム財団は国連開発計画と共同でアラブ・ナレッジ・インデックスを12月に発表しました。上記グローバル・イノベーション・インデックスと合わせて参照することで、各国のイノベーションに関する状況をより多くの観点から把握することができます。詳しい情報は下記のリンク先をご参照ください。 http://www.knowledge4all.com/CustomPage.aspx?id=27&language=en</p>
リビア	<p>リビア商標局による登録証明の発行再開</p> <p>リビア商標局は、2003年以來初めて商標登録証明書の発行を再開する旨発表しました。</p> <p>出願日から10年後に登録の更新が必要となるため、多くの出願人は、登録証明の発行と同時に（あるいは直後）に更新が必要となります。</p> <p><i>Clyde & Co の見解 (Jon Parker - 商標チームリーダー)：</i> 現在、同局は5,500件ほどの証明書の発行を進めています。これらは、2006年頃に出願された商標登録に対するものです。したがって、さらに多くの未発行証明が残っているわけですが、リビアで知財権を有する者に</p>

	<p>とって喜ばしい進展であることは間違いありません。また、権利を失わないように更新手続きを必ず行うことも重要です。</p>
ヨルダン	<p>ヨルダンのエンフォースメントに関する法改正</p> <p>ヨルダンでは、規格・度量衡庁法を改正する 2015 年法第 38 号が制定されました。</p> <p>改正法では、輸入過程において押収された模倣品と国内で押収された模倣品との区別はありません。そのため、ヨルダン規格・度量衡庁 (JSMO) の権限の範囲が拡大し、国内で見つかった模倣品を差押える権限も含まれることになり、以下のような取締りが可能となります：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 模倣品の販売元、製造元と疑われる店舗、工場への強制捜査 ・ (押収場所にかかわらず) 模倣品であるとわかった商品の破棄 <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> 最近、JSMO は、代理人 (法律事務所等) ではなく権利者と直接コミュニケーションを取るポリシーを採用したようです。権利者および代理人にとって大きな影響のある当該ポリシーについて注意が必要です。</p>
サウジアラビア	<p>サウジ商標局によるオンラインサービスの拡大</p> <p>サウジ商標局が提供するオンラインサービスが更に拡大され、近々、オンラインによる更新申請手続きが可能となる予定です。このオンラインサービスに期待が寄せられています。</p> <p>しかし、どのようにオンラインでの更新手続きが実装されるのかは興味深い。現在、サウジアラビアでの更新手続きには、登録証明書の原本の提出が必要とされています。オンライン更新制度の導入に伴い、サウジ商標局への登録証明書原本の提出が不必要となるか否かは、明らかではありません。</p> <p>また、商標登録更新オンラインサービスの導入により、商標更新の公告料の値上げがあるのかも分かりません。サウジ商標局は、2013 年末にオンラインによる商標登録申請の受付を開始しましたが、その際には公告料の大幅な値上げがありました。</p>
チュニジア	<p>チュニジアの商標法改正</p> <p>チュニジアは、商標法に手続きの変更を加えました。これらの変更は、2013 年 10 月 16 日にマドリッド協定へ加盟したことによります。</p>

	<p>これらの変更は、EU 形式の調停手続きに基づくため、商標登録出願だけでなく、商標登録への異議申し立てにも影響します。これらの変更は、法令 2001-1603 を更新した法令 2015-303 により制定されました。</p>
アラブ首長国連邦 (UAE)	<p>UAE 商標局によるオンラインシステムの試行</p> <p>2015 年 9 月 13 日から 19 日の期間、限られた商標登録手続き代理人は、一部の商標登録および更新のオンラインシステムによる出願の試行の機会が提供されました。商標局は、試行したシステムに対するフィードバックに基づき、実施に向けて最終調整を行っています。</p> <p>新システムの実施がいつになるかは、まだ分かりません。しかし、システムの試行を行うなど、商標局が積極的に新制度導入に向けて動いていることは確かであり、期待が高まります。</p>

・ 2015 年 11 月のニュース

クウェート	<p>クウェートの商標、特許、意匠に関する料金の大幅な値上げ</p> <p>クウェート特許庁および商標局は、料金の大幅な値上げ予定を発表しました。新料金は 2015 年 12 月 21 日から適用される見込みです。新料金は、新たな出願はもちろんのこと、既になされた出願のうち手数料が未納のものに対しても適用されることとなります。</p> <p>現在予定されている商標登録出願に関する料金の値上げは以下の通りです：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願料 - US 25 から USD 264 に値上げ ・公告・登録料 - USD 95 から USD 1,586 に値上げ <p>クウェートの手数料改訂に関する詳しい情報は、Clyde & Co の担当者にお問い合わせいただけます。</p> <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> 今回の値上げにより、クウェートと周辺諸国との間の料金の差が縮まっており、これは GCC 統一商標法の施行に向けた動きの一つと見ることもできるかもしれません。</p>
中東	<p>ICANN が中東調査結果第一弾を公開</p> <p>ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) は、</p>

	<p>中東のドメイン名システム (DNS) に関する調査における報告書の草案を公開しました。</p> <p>この調査は 2015 年 6 月に行われ、中東地域のインターネット市場、ドメイン名の管理状況を調査するとともに、同地域のドメイン名市場の発展とビジネスの将来性を高めるための最善策を提案することを目的としたものです。</p>
<p>サウジアラビア</p>	<p>サウジアラビアは締め切りの翌営業日への振替を廃止</p> <p>リヤドからの報告によると、サウジアラビア商標局および特許庁は、今後、締め切り日が公休日に重なった場合、翌営業日への振替を認めない意向を示しているとのこと。</p> <p>これまでは、締め切り日が公休日に重なった場合、翌営業日に振替えることが慣習とされてきました。この変更は、商標登録および特許にオンラインシステムが導入されたことにより、それら申請が公休日でも可能であるという事実にもとづいたものです。よって、公休日に申請の締め切り日が重なる場合も、その日までの申請を守らなければなりません。</p> <p><i>Clyde & Co の見解 (Jon Parker - 商標チームリーダー):</i> これは、サウジアラビアのこれまでの慣習からの大幅な変更であるとともに、世界のほとんどの国で権利者が共有する認識も大きく違うため、非常に重要です。</p> <p>権利者およびアドバイザーは、サウジアラビアにおいて締め切り日が厳守されるよう細心の注意を払わなければなりません。また、中東の多くの地域において、そもそもの営業日が他の地域とは異なることも再認識し、特に拠点を持つ権利者は、その重要性を理解し、慌てることのないように、前もって締め切り日を把握し、管理することが大切です。</p>
<p>UAE</p>	<p>DDFC の支援による Clyde & Co のデザインコミュニティへ向けた知財ワークショップ 開催</p> <p>Clyde & Co は、ドバイ・デザイン・ファッション・カウンシル (DDFC) との協力により、ドバイのデザイン業界関係者へ向けたワークショップを開いています。Harriet Balloch と Saba Al Sultani はこの度、ファッションおよびジュエリー部門に関する最初のワークショップを開催し、パネルディスカッションや、参加者との質疑応答などを行い</p>

	<p>ました。</p> <p>5つの知財ワークショップを通じ、デザイナーがデザインし、製作し、流通させる商品に関連する知的財産権の概要を提供しています。さらに、商品デザイン、建築設計、インテリアデザイン、グラフィックデザイン、写真などに関するワークショップも開催しています。</p> <p><i>Clyde & Co の見解 (Harriet Balloch - リーガルディレクター) :</i> ドバイ・デザイン・ファッション・カウンシルの協力のもと、ドバイにおけるデザイン業に関わる中小企業に実践的で有益なワークショップを提供する機会を持てたことを嬉しく思っています。</p>
UAE	<p>CIDによる AED 40 万相当の不正商品の押収</p> <p>報道 (Emirates 24/7) によると、ドバイ警察の犯罪調査局 (CID) は、世界的な有名ブランドのナイキ、バーバリー、アディダス、ルイヴィトンなどの模倣品をはじめとする総額 AED40 万 (約 1300 万円) 相当の不正商品を押収したとのことです。</p>
UAE	<p>ドバイ当局によるソーシャルメディアの閉鎖</p> <p>ドバイの取締当局は、2015 年だけで 200 以上のソーシャルネットワーキングサイトを閉鎖したと報道されています。Emirates 24/7 によると、これらサイトは模倣品の販売および宣伝を行っていたとのことです。</p> <p>ドバイ経済開発省 (DED) は、そのような活動は違法であり、そのような行為に加担せず、訴追のリスクを回避するようソーシャルメディアのアカウント保有者に呼びかけています。</p>
UAE	<p>アブダビ警察による AED 6 百万相当の不正商品押収</p> <p>報道 (7 Days) によると、アブダビの 3 件の住宅に家宅捜査が入り、ハンドバッグ、時計、財布、サングラスなどをはじめとする総額 AED600 万 (約 2 億円) にのぼる 30,000 個の模倣品が押収されたとのことです。</p>
UAE	<p>アラブ・パブリッシャーズ・カンファレンスで著作権侵害対策を討議</p> <p>新聞報道 (The Gulf Today) によると、シャルジャにて第 3 回アラブ・</p>

	<p>パブリッシャーズ・カンファレンスが開催され、UAE における著作権の管理、使用許諾、保護の強化のために特別な組織を設ける必要性があるとの合意に至ったとのこと。</p> <p><i>Clyde & Co の見解 (Harriet Balloch - リーガルディレクター) :</i> 音楽出版社は、UAE における統一組織の設立に多いに期待を寄せています。これにより、他の多くの国々と同様、単一窓口からライセンスを取得できる制度が確立されることになるからです。</p>
UAE	<p>12月6日に商標登録出願および更新申請のオンラインサービス開始</p> <p>UAE 商標局は、12月6日から一部のオンライン申請サービスを開始する旨、発表しました。オンラインで可能な申請：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商標登録出願 ・商標登録更新申請 <p>開始当初は、オンラインでの願書および関連書類の提出と、紙での願書および関連書類のアブダビ商標局本部への送付という二段構えのシステムとなります。料金が支払われた日が出願日として正式に記録されます。</p> <p>オンラインサービスは、将来的に、そのシステムの適用範囲が広げられる見込みです。</p> <p>当局は、12月6日以降、紙での申請を受け付けません。</p> <p>サウジアラビアやイランがオンライン申請サービスを開始した時と違い、UAE 当局は、分類に関しては何ら変更しません。出願人は、引き続きニース分類に則して自由に作成した明細書を使用することができますが、ニース分類が定める条件に制限されることはありません。</p>
UAE	<p>UAE イノベーション・ウィーク 2015</p> <p>UAE イノベーション・ウィークが11月22-28日の日程で開催されました。政府の革新政策局による900の開発や発明の展示をはじめ、さまざま取り組みが紹介されました。</p> <p>UAE 副大統領兼首相のムハンマド・ビン・ラーシド・アール・マクトゥームドバイ首長が開催した当イベントでは、数々の革新的なプロジェクトが展示されたと報道されています(Gulf News)。例えば、裁判の時間短縮を目的とした‘スマート・リティグーション’プロジェクト、すなわち、オンラインライブの裁判で訴訟の両当事者に判決がくだされるというアイデアなどが紹介されました。</p>

	<p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> UAE イノベーション・ウィークの開会式典においては、イノベーション促進のため、向こう 5 年間で総額 10 兆円（3000 億ディルハム）規模の投資を行うことを含む、新たな科学技術ポリシーが発表されました。この新たなポリシーにより、知的財産の創造・保護・活用のサイクルが活性化されることが期待されます。</p>
--	---

[特許庁委託]

中東知的財産ニューズレター2015年12月号 (Vol.3)

[著者]

Clyde & Co

Middle East Regional Office

PO Box 7001, 15F, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 384 4000 Fax: +971 4 384 4004 Email: ip@clydeco.ae



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2015年12月発行 禁無断転載

本ニューズレターは、Clyde & Co が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニューズレターは、作成の時点で入手してい
る情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情
報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりで
あることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニューズレターの内容の無断
での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供し
た情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じ
て皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任
を負いかねます。